

五監公告第2号

監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により次のとおり公表します。

平成28年1月14日

五 泉 市 監 査 委 員
柄 沢 則 夫
広 野 甲

1. 監査の種類

定期監査

2. 措置を講じた対象課

高齢福祉課

3. 監査の期間

平成27年11月30日～平成27年12月22日

4. 監査の結果及び講じた措置内容

監査の結果(指摘事項)	措置内容
① 介護保険負担限度額認定証について、決定通知書の発行日より、起案書の決裁日が事後になっている事例が多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	事務処理規則等を遵守し、正しい処理について再確認するよう高齢福祉課全職員に周知いたしました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。
② 緊急通報装置貸与承認通知書について、貸与予定年月日よりその承認通知年月日が事後になっている事例が多数見受けられる。適正な事務処理に努められたい。	緊急通報装置貸与事業実施要綱に基づいて、迅速な事務処理を行うよう確認しました。今後は、適正な事務処理に努めてまいります。
③ 管理備品の中には、単に保管の状態が長期化しているものが見受けられる。五泉市財産事務規則に基づき、有効利用を図るとともに、場合によっては廃棄処分する等、適正な管理に努められたい。	調度品類について、可能なものは展示をして有効活用を図る予定です。その他の備品について、活用不能なものは廃棄処分を行う等、備品の適正管理に努めてまいります。